

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第39号事件）

- 1 日 時：令和2年10月3日（土）  
14時00分から15時00分まで
- 2 場 所：青梅市役所議会棟3階第3委員会室
- 3 出席者：

[委 員]

伊東 健次（会長）  
飛弾 直文  
橋本 基弘  
齊藤 和弥

[実施機関説明員]

梅林 繁（青梅市議会事務局長）  
森田 欣裕（青梅市議会事務局次長）  
遠藤 元希（青梅市議会事務局庶務係長）

[事務局]

小山 高義（総務部長）  
菅沼 智行（総務部文書法制課長）  
大西 宏幸（総務部文書法制課情報公開文書係長）  
陶山 晶平（総務部文書法制課法制担当主査）

4 議事内容

第39号事件「保有個人情報訂正請求不承認決定処分にかかる審査請求」について、実施機関の口頭説明を受け、質疑を行った。

(1) 実施機関の口頭説明

保有個人情報訂正請求は、青梅市個人情報保護条例第18条第1項の規定にもとづき開示の決定を受けた事項を本人とする保有個人情報に、事実の誤りがあると認めるときに行うことができるものとされている。しかし、審査請求人の主張は、本件情報に関して事実の誤りを主張するものではなく、また、本件情報に事実の誤りは認められない。本件訂正請求にかかる請求書および審査請求の理由によれば、審査請求人は、本件情報の訂正ではなく、本件情報そのものの公表の差し止めを求めているように思われる。そうすると、本件訂正請求は、条例

にもとづく訂正請求の形式をとりながら、実際には、訂正請求によっては請求し得ない内容を請求しているものと言わざるを得ないものである。実施機関が行った本件訂正請求にかかる不承認決定処分については、違法または不当な点はないため、本件審査請求を棄却すべきである、との答申を求めるものである。

## (2) 実施機関の口頭説明に対する質疑等

(質疑) 新聞記事をもとにして、本件情報に事実の誤りは認められない、という判断ができるか。事実じゃないことを証明するような文書が出てこなかったから、ということでもよかったではないか。その辺はどういう判断をしたのか。

(回答) 本人が自ら公にしたということであり、事実の誤りはないと判断をしたもの。また、訂正請求が最初に提出されたときに、事実の誤りがあるかどうか、というところで追加の資料の提出はあるか、という確認をしているが、特にないということだったので、それも判断材料とした。

(意見) そもそも会議録が個人情報に当たるかどうか、ということについて。本来は議事録というのは、プライバシーかどうかにかかわらず、全て記録をするものだと、ただし、その中で、本人に不利益があるとすれば、それは議長に、あるいは発言した本人の議員に、発言の取消しを求める、そして、事後的に議事録から削除してもらうという、こういうやり方が本来的ではないかと思う。

## (3) 協議内容

ア 議事録が、保有個人情報と言えるかどうか。図書館が本を買って、その図書の中にたまたま個人情報が入っているのと、似ているところがある。

イ 個人情報なのか、という点にはやや疑問が残るが、結論としては、個人情報保護条例の訂正請求の対象ではない。事実と異なるということに対する文書の提出がなかったからということで棄却とするのが妥当ではないか。

## (4) 審査結果

審査請求人の訂正請求は、青梅市個人情報保護条例第18条第1項に規定する「開示の決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事

実の誤りがあると認めるとき」にその訂正を求めるものではないため、理由がない。よって本件審査請求は棄却とするのが妥当である。